

# ごみの野外焼却は禁止されています

ごみの野外焼却は、煙や悪臭で窓が開けられない、洗濯物やふとんへ灰や悪臭が付く、火災のおそれなど、日常生活をする上で、近隣のかたがたに迷惑をかける行為です。みなさんが快適で暮らしやすい環境を維持していくために、ごみは燃やさずに正しく処理を行いましょう。

環境課環境保全係 ☎ 251147  
消防署警防係 ☎ 252821

ごみの野外焼却は法律で禁止されています

ごみの野外焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されているとともに火災の危険性もあります。産業廃棄物だけでなく、家庭から出るごみなどの一般廃棄物も焼却することはできません。

ごみの野外焼却行為は、  
禁  
止  
さ  
れ  
て  
い  
る



穴を掘って行った焼却



漁具などの燃えカス

- 地面で直接または穴を掘つて行う焼却
- ドラム缶やブロックを積んで行う焼却
- 海岸での漁具などの焼却
- 構造基準を満たさない焼却炉を使用して行う焼却など

すべての「ごみ」が野外焼却できません

家庭から出したごみは、少量でも焼却せずに分別してごみ集積所に出すか、直接、やまだ工コセンター（志摩市磯部町山田800番地）へ持ち込んでください。

ただし、しめ縄焼きなどの伝統的な行事や伐採した枝葉や刈草によるたき火など、日常生活上で軽微なものは例外的に認められています。

しかし、むやみに焼却してよいというものではなく、煙や悪臭などで近隣のかたに迷惑をかけることは同じです。付近のかたがたへの十分な配慮をお願いします。

※漁具や農機具、飲食店の生ごみなど事業活動上発生した廃棄物は産業廃棄物となりますので、事業者の責任において適正な処理をお願いします。

ごみの野外焼却が  
禁  
止  
さ  
れ  
る  
理  
由

ごみの野外焼却は、300°C程度の低い温度で焼却されることから、燃やすものによっては非常に毒性の強いダイオキシンの発生原因になります。ダイオキシンの毒性は、青

草木などを燃やす場合も  
必ず事前連絡を

しめ縄焼きなどの伝統的な行事や伐採した枝葉や刈草によるたき火など、日常生活上

厳  
しい  
罰  
則

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、5年以下の懲役または1千万円以下の罰金という厳しい罰則が設けられています。

市としても、悪質な野外焼却は警察などと協力して厳正に対処していきます。



悪質な野外焼却現場